証券コード　8909
平成27年３月11日

株　主　各　位

福岡市中央区天神一丁目１番１号
株式会社シノケングループ
代表取締役社長　篠　原　英　明

第25回定時株主総会招集ご通知

拝啓　平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申しあげます。

さて、当社第25回定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申しあげます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、平成27年３月25日（水曜日）午後６時までに到着するようご返送くださいますようお願い申しあげます。

敬　具

記

１．日　　時　平成27年３月26日（木曜日）午前10時

２．場　　所　福岡市中央区天神一丁目１番１号
アクロス福岡　４階　国際会議場
（末尾の会場ご案内図をご参照ください。）

３．株主総会の目的事項

報告事項
１．第25期（平成26年１月１日から平成26年12月31日まで）事業報告、連結計算書類の内容ならびに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
２．第25期（平成26年１月１日から平成26年12月31日まで）計算書類の内容報告の件

決議事項
第１号議案　剰余金の処分の件
第２号議案　取締役５名選任の件
第３号議案　取締役に対する業績連動型株式報酬等の額及び内容決定の件

以　上

当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申しあげます。

なお、株主総会参考書類ならびに事業報告、計算書類及び連結計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト（アドレス http://www.shinoken.co.jp）に掲載させていただきます。

（提供書面）

事　業　報　告

（平成26年１月１日から
平成26年12月31日まで）

１．企業集団の現況

(1) 当連結会計年度の事業の状況

①　事業の経過及び成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、消費税率引上げに伴う駆け込み需要の反動の影響があったものの、政府の経済政策や金融政策等の下支えにより、企業収益や雇用情勢等に改善が見られ、緩やかな回復傾向を示しております。

当不動産業界におきましても、投資家による投資姿勢の高まりや賃貸住宅市場における建設需要の回復等により、その市場動向は回復基調にあるものと思われますが、今後の人件費や材料費の高騰と更なる消費税率引上げがもたらす影響等の懸念は払拭されていません。

このような環境のもと当社グループは、フロービジネス（アパート販売、マンション販売、ゼネコン事業）とストックビジネス（不動産賃貸管理、金融・保証関連、介護関連、ＬＰガス供給販売）との連携により、グループ全体として営業力とサービスの質を高め、企業価値の向上に努めてまいりました。

また、平成26年２月７日付で、主に首都圏にて建設業を行う㈱小川建設を含めた４社の株式を新たに取得するとともに完全子会社化し、ゼネコン事業に参入いたしました。

㈱小川建設は、マンション・オフィスビル・公共施設などの建築請負事業、耐震工事や建物診断などの建築リニューアル事業、相続税対策などの土地活用事業、の３事業を柱として、法人・個人・官公庁の幅広い顧客層に対し、建築全般にかかる企画・設計・施工から、そのアフターメンテナンスまで一貫したサービスを提供しております。同社は、創業明治42年の老舗ゼネコンであり、100年以上に亘って培われたその技術力と信頼は各方面より高く評価されております。

また、完全子会社化以降は、当社グループの投資用マンション事業の一部プロジェクトの建築工事の請負も始まり、内製化による同業他社に無いコスト競争力を獲得できると考えます。さらに、昨今の経済情勢に伴う建設需要増加による受注拡大が見込めるほか、同社が展開する関東一円をカバーする営業拠点を活用したより高品質かつ魅力的な投資用賃貸住宅の提案が可能となり、今後、ゼネコン事業として当社グループの業績に大きく寄与することが見込まれます。

その結果、当連結会計年度の当社グループの業績は、売上高は397億24百万円（前期比52.9％増加）、営業利益は47億40百万円（前期比62.7％増加）、経常利益は43億２百万円（前期比61.3％増加）、当期純利益は28億86百万円（前期比42.4％増加）と、前期に引き続き過去最高益を計上するとともに、５期連続の増収増益となりました。

セグメント別の業績の概況は次のとおりであります。

【アパート販売事業】

アパート販売事業は、主にサラリーマン・公務員層に対しアパート経営の提案を行ってまいりました。アパートの引渡しは計画どおり推移し、新たなアパート用地の確保にも努めてまいりました。

その結果、売上高は108億38百万円となりました。

【マンション販売事業】

マンション販売事業の区分販売は、前連結会計年度に確保した物件の販売が順調に推移いたしました。

その結果、売上高は132億87百万円となりました。

【ゼネコン事業】

㈱小川建設を完全子会社化したことに伴い当連結会計年度から参入したゼネコン事業は、法人・個人・公官庁から受注した請負工事の進捗が順調に推移しました。

その結果、売上高は87億98百万円となりました。

【不動産賃貸管理事業】

不動産賃貸管理事業は、管理物件の入居率の維持・向上を目指し、広告活動やリーシング力の強化により入居促進に努めてまいりました。

その結果、売上高は54億40百万円となりました。

【金融・保証関連事業】

金融・保証関連事業は、家賃滞納保証件数の増加に向けて、保証プランの充実や、新規顧客の獲得を図るとともに、保証家賃の回収率向上に努めてまいりました。

また、当連結会計年度より、少額短期保険事業を行うジック少額短期保険㈱を連結の範囲に含めております。

その結果、売上高は４億19百万円となりました。

【介護関連事業】

介護関連事業は、３棟のサービス付き高齢者向け住宅を保有し、それらの施設運営を行っております。

前連結会計年度より運営している２棟（ときわ台、香椎浜）に加え、当連結会計年度は新たに１棟（高島平）が運営を始めました。それら３棟の入居率の順調な増加と介護関連サービスの充実により、当連結会計年度において黒字転換をすることができました。

その結果、売上高は２億35百万円となりました。

【その他の事業】

その他の事業は、ＬＰガス供給世帯数が順調に増加し、当連結会計年度末において13,041世帯となりました。

その結果、売上高は７億５百万円となりました。

事業セグメント別の売上高は、次のとおりであります。

事業区分	第24期（平成25年12月期）		第25期（平成26年12月期）		
	売上高(百万円)	構成比(％)	売上高(百万円)	構成比(％)	前期比(％)
アパート販売事業	8,433	32.5	10,838	27.3	28.5
マンション販売事業	12,104	46.6	13,287	33.5	9.7
ゼネコン事業	－	－	8,798	22.1	－
不動産賃貸管理事業	4,600	17.7	5,440	13.7	18.2
金融・保証関連事業	207	0.8	419	1.1	102.4
介護関連事業	11	0.1	235	0.6	1,860.8
その他の事業	612	2.3	705	1.7	15.0
計	25,970	100.0	39,724	100.0	52.9

（注） セグメント間の取引については相殺消去しております。

② 設備投資の状況

当連結会計年度において実施した設備投資の額は464百万円であり、主に㈱エスケーエナジー、㈱エスケーエナジー名古屋及び㈱エスケーエナジー東京のガス供給設備であります。

③ 資金調達の状況

当連結会計年度の所要資金は、自己資金及び借入金により充当いたしました。なお、借入金は、金融機関を中心に長期借入金及び短期借入金として調達いたしました。

(2) 財産及び損益の状況の推移

区　　分	第 22 期 (平成23年12月期)	第 23 期 (平成24年12月期)	第 24 期 (平成25年12月期)	第 25 期 (当連結会計年度) (平成26年12月期)
売　　上　　高（千円）	19,822,557	23,299,560	25,970,657	39,724,711
経　常　利　益（千円）	881,755	1,603,237	2,667,208	4,302,498
当　期　純　利　益（千円）	1,001,366	1,512,436	2,026,318	2,886,749
１株当たり当期純利益　（円）	11,820.87	182.64	249.18	177.23
総　　資　　産（千円）	15,878,063	19,358,452	22,202,836	38,625,445
純　　資　　産（千円）	1,697,402	3,596,597	5,060,533	8,001,613
１株当たり純資産額　（円）	20,250.72	379.60	621.07	490.24

（注）１．１株当たり当期純利益は期中平均発行済株式総数により、１株当たり純資産額は期末発行済株式総数によりそれぞれ算出し、表示単位未満は四捨五入しております。なお、期中平均発行済株式総数と期末発行済株式総数については、自己株式数を控除して用いております。

２．当連結会計年度より、株式給付信託（J-ESOP）制度の導入に伴い、１株当たり情報の算定上の基礎となる期中平均株式数及び期末株式数からは、当該株式給付信託が保有する当社株式を控除しております。

３．平成25年１月１日を効力発生日として、株式１株につき100株の割合で株式分割を行っております。第23期の１株当たり当期純利益及び１株当たり純資産額については、期首に株式分割が行われたと仮定して算定しております。

４．平成27年１月１日を効力発生日として、株式１株につき２株の割合で株式分割を行っております。第25期の１株当たり当期純利益及び１株当たり純資産額については、期首に株式分割が行われたと仮定して算定しております。

(3) 重要な子会社の状況（平成26年12月31日現在）

名　　称	資本金（千円）	議決権比率(%)	主要な事業内容
㈱シノケンハーモニー	495,000	100.0	アパート販売事業 マンション販売事業
㈱小川建設	95,000	100.0	ゼネコン事業
㈱シノケンファシリティーズ	50,000	100.0	不動産賃貸管理事業
㈱シノケンコミュニケーションズ	99,000	100.0	金融・保証関連事業
㈱シノケンウェルネス	80,000	100.0	介護関連事業
㈱エスケーエナジー	52,500	100.0	ＬＰガス供給販売事業
㈱エスケーエナジー名古屋	45,000	100.0	ＬＰガス供給販売事業
㈱エスケーエナジー東京	45,000	100.0	ＬＰガス供給販売事業

（注）　連結子会社は18社であり、持分法適用会社は１社であります。

(4) 他の会社の持分の取得の状況

平成26年２月７日付で、㈱ＳＫＧ　ＮＥＸＴ（旧㈱吉村商会）、㈱ＳＫＧ　ＩＮＶＥＳＴ（旧㈱ヨシムラ・ＲＥ・ホールディングス）、㈱小川建設、及び㈱小川建物の株式の全てを取得しております。

(5) 対処すべき課題

当社グループは、いかなる経済環境の変化にも柔軟に対応できる経営基盤の構築を目指してまいります。

そのためには、フロービジネスであるアパート・マンションの営業体制の強化による販売件数の増加並びにゼネコン事業の工事高を増加させるとともに、ストックビジネスである不動産賃貸管理事業を中心とした金融・保証関連事業、介護関連事業、ＬＰガス供給販売事業等を拡充することで、経営環境に左右されることのない安定的かつ継続的な収益基盤を確立してまいります。

さらに、グループ会社間の連携を強めることで、グループシナジーを最大限に発揮する企業集団を目指してまいります。

これらにより、収益拡大及び安定的な利益確保を図り、企業価値の向上に努めてまいります。

(6) 主要な事業内容（平成26年12月31日現在）

事業区分	主な内容
アパート販売事業	個人投資家に対するアパートの企画・販売業務
マンション販売事業	個人投資家に対するマンションの企画・販売業務
ゼネコン事業	ビル、マンション、個人住宅等の企画・設計・建築請負全般
不動産賃貸管理事業	アパート及びマンション等の賃貸管理、仲介業務、マンション管理及びビル管理業務
金融・保証関連事業	入居者向け家賃滞納保証業務、アパート及びマンション購入資金の融資業務
介護関連事業	サービス付き高齢者向け住宅運営業務
その他の事業	ＬＰガス供給販売業務

(7) 主要な営業所及び工場（平成26年12月31日現在）

当社	本　社：福岡市中央区
㈱シノケンハーモニー	本　社：東京都港区
㈱小川建設	本　社：東京都新宿区
㈱シノケンファシリティーズ	本　社：福岡市中央区
㈱シノケンコミュニケーションズ	本　社：福岡市中央区
㈱シノケンウェルネス	本　社：東京都港区
㈱エスケーエナジー	本　社：福岡市中央区
㈱エスケーエナジー名古屋	本　社：名古屋市中区
㈱エスケーエナジー東京	本　社：東京都港区

(8) 従業員の状況（平成26年12月31日現在）

① 企業集団の従業員の状況

従業員数	前連結会計年度末比増減
301名	96名増

（注）1．従業員数は就業員数であり、準社員・パートタイマー等90名を含んでおりません。
2．前連結会計年度と比べて従業員数が96名増加しております。これは主に㈱小川建設を連結子会社化し従業員数が82名増加したことによるものであります。

② 当社の従業員の状況

従業員数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
3名	19名減	41.1歳	6.1年

（注）1．従業員数は就業員数であり、準社員・パートタイマー等1名を含んでおりません。
2．前事業年度末と比べて従業員数が19名減少しております。これは主に組織変更に伴う子会社への異動によるものであります。

(9) 主要な借入先の状況（平成26年12月31日現在）

① 企業集団の主要な借入先の状況

借入先	借入額
株式会社西日本シティ銀行	3,291,985千円
株式会社みずほ銀行	2,271,082千円
株式会社九州リースサービス	1,767,000千円
株式会社日本政策金融公庫	1,678,351千円
株式会社三菱東京ＵＦＪ銀行	1,416,677千円

② 当社の主要な借入先の状況

借入先	借入額
株式会社西日本シティ銀行	1,469,000千円
株式会社東京スター銀行	895,000千円
株式会社九州リースサービス	667,000千円
株式会社みずほ銀行	469,000千円
株式会社日本政策金融公庫	457,700千円

2．会社の現況

(1) 株式の状況（平成26年12月31日現在）

① 発行可能株式総数　30,000,000株

② 発行済株式の総数　8,753,300株

③ 株主数　2,496名

④ 大株主（上位10名）

株主名	持株数	持株比率
篠原英明	1,468,900株	18.0%
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口）	872,400株	10.7%
株式会社九州リースサービス	491,500株	6.0%
水上博和	300,000株	3.6%
資産管理サービス信託銀行株式会社（証券投資信託口）	232,400株	2.8%
BNP PARIBAS SECURITIES SERVICES LUXEMBOURG/JASDEC/FIM/LUXEMBOURG FUNDS	200,000株	2.4%
シノケングループ取引先持株会	185,400株	2.2%
ビーエヌワイエム エスエーエヌブイビーエヌワイエムクライアントアカウント エムピーシーエス ジャパン	170,000株	2.0%
原田透	160,000株	1.9%
松井証券株式会社	132,300株	1.6%

（注） 持株比率は自己株式（616,176株）のうち株式給付信託（J-ESOP）口自己株式（7,300株）を除く、当社所有自己株式（608,876株）を控除して計算しております。

⑤ その他株式に関する重要な事項

イ. 当社は、平成26年11月17日開催の当社取締役会において、株式の分割について決議し、平成27年１月１日を効力発生日として普通株式１株を２株へ分割しております。

ロ. 当社は、当社の株価や業績と従業員等（当社の従業員並びに当社グループ会社の役職員を含むものとします。以下同様です。）の処遇の連動性をより高め、経済的な効果を株主の皆様と共有することにより、株価及び業績向上への従業員等の意欲や士気を高めるため、従業員等に対して自社の株式を給付するインセンティブプラン「株式給付信託（J-ESOP）」を平成26年12月３日に導入いたしました。

本制度は、予め当社が定めた株式給付規程に基づき、一定の要件を満たした当社の従業員等に対し当社株式を給付する仕組みです。

当社は、従業員等に対し個人の貢献度等に応じてポイントを付与し、一定の条件により受給権の取得をしたときに当該付与ポイントに相当する当社株式を退職時に給付します。従業員等に対し給付する株式については、予め信託設定した金銭により将来分も含め取得し、信託財産として分別管理するものとします。

(2) 新株予約権等の状況

① 当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況

イ. 平成24年８月21日付取締役会決議

（平成26年12月31日現在）

		第５回新株予約権
発行決議日		平成24年８月21日
新株予約権の数		3,750個
新株予約権の目的となる株式の種類と数		普通株式　375,000株 （新株予約権１個につき100株）
新株予約権の発行価額		549円
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額		新株予約権１個当たり32,400円 （１株当たり324円）
権利行使期間		平成27年４月１日から 平成34年９月４日まで
行使の条件		（注）２、３、４、５、６
役員の保有状況	取締役（社外取締役を除く）	新株予約権の数　3,650個 目的となる株式数　365,000株 保有者数　３人
	社外取締役	新株予約権の数　40個 目的となる株式数　4,000株 保有者数　２人
	監査役	新株予約権の数　60個 目的となる株式数　6,000株 保有者数　３人

（注）１　平成25年１月１日を効力発生日として、普通株式１株につき100株の割合で株式分割を行っており、株式分割後の株式数を記載しております。

２　新株予約権者は、平成25年12月期及び平成26年12月期の監査済みの当社連結損益計算書（連結財務諸表を作成していない場合は、損益計算書）において、経常利益がいずれも13億円を超過している場合にのみ、本新株予約権を行使することができる。なお、国際財務報告基準の適用等により参照すべき経常利益の概念に重要な変更があった場合には、別途参照すべき指標を取締役会にて定めるものとする。

３　新株予約権者は、新株予約権の権利行使時においても、当社又は当社関係会社（当社子会社等、当社と資本関係にある会社をいう。）の取締役、監査役又は従業員であることを要する。ただし、任期満了による退任、定年退職、その他正当な理由があると取締役会が認めた場合は、この限りではない。

４　新株予約権者の相続人による本新株予約権の行使は認めない。

５　本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における授権株式数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。

６　各本新株予約権の一部行使はできない。

ロ. 平成26年５月12日付取締役会決議

（平成26年12月31日現在）

		第６回新株予約権
発行決議日		平成26年５月12日
新株予約権の数		4,110個
新株予約権の目的となる株式の種類と数		普通株式　411,000株 （新株予約権１個につき100株）
新株予約権の発行価額		1,617円
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額		新株予約権１個当たり147,000円 （１株当たり1,470円）
権利行使期間		平成28年４月１日から 平成33年５月26日まで
行使の条件		（注）
役員の保有状況	取締役（社外取締役を除く）	新株予約権の数　4,010個 目的となる株式数　401,000株 保有者数　３人
	社外取締役	新株予約権の数　40個 目的となる株式数　4,000株 保有者数　２人
	監査役	新株予約権の数　60個 目的となる株式数　6,000株 保有者数　３人

（注）１　新株予約権者は、平成26年12月期及び平成27年12月期の監査済みの当社連結損益計算書（連結財務諸表を作成していない場合は、損益計算書）において、平成26年12月期の経常利益が31億円以上かつ平成27年12月期の経常利益が35億円以上の場合にのみ、本新株予約権を行使することができる。なお、国際財務報告基準の適用等により参照すべき経常利益の概念に重要な変更があった場合には、別途参照すべき指標を取締役会にて定めるものとする。

２　新株予約権者は、新株予約権の権利行使時においても、当社又は当社関係会社（当社子会社等、当社と資本関係にある会社をいう。）の取締役、監査役又は従業員であることを要する。ただし、任期満了による退任、定年退職、その他正当な理由があると取締役会が認めた場合は、この限りではない。

３　新株予約権者の相続人による本新株予約権の行使は認めない。

４　本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における授権株式数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。

５　各本新株予約権１個未満の行使を行うことはできない。

② 当事業年度中に子会社役員に対して職務執行の対価として交付された新株予約権の状況

平成26年５月12日付取締役会決議

（平成26年12月31日現在）

		第６回新株予約権
発行決議日		平成26年５月12日
新株予約権の数		190個
新株予約権の目的となる株式の種類と数		普通株式　19,000株 （新株予約権１個につき100株）
新株予約権の発行価額		1,617円
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額		新株予約権１個当たり147,000円 （１株当たり1,470円）
権利行使期間		平成28年４月１日から 平成33年５月26日まで
行使の条件		（注）
交付状況	当社の子会社の役員	新株予約権の数　190個 目的となる株式数　19,000株 保有者数　７人

（注）１　新株予約権者は、平成26年12月期及び平成27年12月期の監査済みの当社連結損益計算書（連結財務諸表を作成していない場合は、損益計算書）において、平成26年12月期の経常利益が31億円以上かつ平成27年12月期の経常利益が35億円以上の場合にのみ、本新株予約権を行使することができる。なお、国際財務報告基準の適用等により参照すべき経常利益の概念に重要な変更があった場合には、別途参照すべき指標を取締役会にて定めるものとする。

２　新株予約権者は、新株予約権の権利行使時においても、当社又は当社関係会社（当社子会社等、当社と資本関係にある会社をいう。）の取締役、監査役又は従業員であることを要する。ただし、任期満了による退任、定年退職、その他正当な理由があると取締役会が認めた場合は、この限りではない。

３　新株予約権者の相続人による本新株予約権の行使は認めない。

４　本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における授権株式数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。

５　各本新株予約権１個未満の行使を行うことはできない。

(3) 会社役員に関する事項

① 取締役及び監査役の状況（平成26年12月31日現在）

会社における地位	氏　名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役社長	篠原　英明	㈱シノケンハーモニー　代表取締役会長 ㈱シノケンファシリティーズ　代表取締役社長
常務取締役	霍川　順一	グループ会社　管理部門担当 ㈱シノケンオフィスサービス　代表取締役社長
取締役	三浦　義明	グループ会社　営業部門担当 ㈱シノケンハーモニー　代表取締役社長
取締役	西堀　敬	㈱日本ビジネスイノベーション　代表取締役
取締役	安田祐一郎	㈲淀屋橋総合会計　代表取締役社長 ㈱淀屋橋不動産鑑定　代表取締役社長
常勤監査役	坂田　實	
監査役	井上　勝次	税理士
監査役	柴田　弘俊	

（注）１．取締役西堀敬氏及び安田祐一郎氏は、社外取締役であります。
２．監査役は全員、社外監査役であります。
３．監査役３名は、以下のとおり、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
・常勤監査役坂田實氏は、35年以上企業の経理・総務部門に勤務した豊富な実務経験と専門知識を有しております。
・監査役井上勝次氏は、税理士の資格を有しております。
・監査役柴田弘俊氏は、37年間企業の経理・財務部門に勤務した豊富な実務経験と専門知識を有しております。
４．社外役員の重要な兼職先と当社との間に、記載すべき特別な関係はありません。
５．当社は、監査役井上勝次氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。

② 取締役及び監査役の報酬等の総額

区　　分	人　員（名）	報酬等の総額（千円）
取　締　役 （うち社外取締役）	5 （2）	110,370 (4,800)
監　査　役 （うち社外監査役）	3 （3）	9,570 (9,570)
合　　計	8	119,940

（注）１．取締役の報酬等の総額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
２．取締役の報酬限度額は、平成25年３月27日開催の第23回定時株主総会において年額200,000千円以内（ただし、使用人分給与は含まない。）と決議いただいております。
３．監査役の報酬限度額は、平成13年６月29日開催の第11回定時株主総会において年額50,000千円以内と決議いただいております。

③ 社外役員に関する事項

イ．当事業年度における主な活動状況

取締役会及び監査役会への出席状況及び発言状況

西堀取締役	当事業年度に開催した取締役会14回全てに出席し、経営者としての専門知識と豊富な実務経験を基に数多くの意見を述べています。
安田取締役	当事業年度に開催した取締役会14回全てに出席し、税理士及び公認会計士としての専門知識と豊富な実務経験を基に数多くの意見を述べています。
坂田監査役	当事業年度に開催した取締役会14回のうち13回及び監査役会14回のうち13回に出席し、監査役会においては議長として、監査役会の運営にあたるほか、取締役会においては、監査役会を代表して意見を述べています。
井上監査役	当事業年度に開催した取締役会14回のうち12回及び監査役会14回のうち12回に出席し、各会議では税理士としての専門家の意見を述べています。
柴田監査役	当事業年度に開催した取締役会14回のうち13回及び監査役会14回のうち13回に出席し、専門知識と豊富な実務経験を基に数多くの意見を述べています。

ロ．責任限定契約の内容及び概要

当社と各社外取締役及び各社外監査役とは、会社法第427条第１項の規定による責任限定契約を締結しております。

その契約内容の概要は、次のとおりであります。

・社外取締役及び社外監査役が任務を怠ったことによって当社に損害賠償責任を負う場合は、会社法第425条第１項の最低責任限度額を限度としてその責任を負う。
・上記の責任限度が認められるのは、社外取締役及び社外監査役がその責任の原因となった職務の遂行について、善意でかつ重大な過失がないときに限るものとする。

(4) 会計監査人の状況

① 名称　　有限責任監査法人トーマツ

② 報酬等の額

区　　分	支払額（千円）
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	32,000
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	41,000

（注）当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

③ 非監査業務の内容

非監査業務の内容は、財務デューデリジェンス業務であります。

④ 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

取締役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、監査役会の同意を得たうえで、または、監査役会の請求に基づいて、会計監査人の解任または不再任を株主総会の会議の目的とすることといたします。

監査役会は、会計監査人が会社法第340条第１項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき監査役会が、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

(5) 業務の適正を確保するための体制

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務の適正を確保するための体制についての取締役会決議内容の概要は以下のとおりであります。

① 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

コンプライアンスの維持は各取締役が自己の分掌範囲について責任をもって行う。その運用状況は、取締役会及び監査役が監督及び監査を行う。

② 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役会規程、文書管理規程及び内部情報管理規程その他の社内規程に基づき、その保存媒体の形式に応じて適切に保存及び管理を行う。

③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

組織横断的リスク状況の監視ならびに全社的対応はグループ管理部門が行い、各部門の所管業務に付随するリスク管理は当該部門が行う。

④ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

業務は業務分掌規程及び職務権限規程による権限委譲によって効率的に実施され、その結果は経営会議によって部門間調整も含めて全社的に評価する。

⑤ 使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

社員就業倫理規程その他の社内規程により、行動基準を示すほか、その運用状況は内部監査部門が監査する。

⑥ 当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

関係会社管理規程により、当社グループ全体の内部統制体制を整備し、連結経営による業務の広がりとグループ全体のシナジー効果の発揮を推進する体制を強化する。

⑦ 監査役を補助する使用人の独立性確保の体制

監査役を補助する使用人は、必要に応じて内部監査部門の所属員から兼務させるものとし、その補助使用人については取締役からの独立性を確保する体制を講ずるものとする。

⑧ 取締役及び使用人が監査役に報告するための体制、その他の監査役への報告に関する体制

監査役は取締役会に出席し、決議事項及び報告事項を聴取し、必要がある場合には意見を述べる。

取締役及び使用人は監査役に対し以下の報告を行う。

イ．会社に著しい損害を及ぼす惧れのある事実を発見した場合

ロ．役職員が法令もしくは定款に違反する行為をし、又はその惧れがある場合

ハ．監査役が報告を求めた場合

⑨ その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

実効的な監査役監査に資するために、執行部門は監査役監査の実施のための支援協力体制を強化するとともに、監査役は監査情報の共有のために内部監査部門及び会計監査人との連携を密にするものとする。

連結貸借対照表

（平成26年12月31日現在）

（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
（資産の部）		（負債の部）	
流動資産	30,325,889	流動負債	16,058,418
現金及び預金	6,230,540	不動産事業未払金	2,826,085
不動産事業未収入金	183,806	工事未払金	1,704,723
受取手形・完成工事未収入金	2,316,732	短期借入金	7,949,571
営業貸付金	517,033	未払法人税等	861,479
販売用不動産	11,832,854	その他	2,716,558
不動産事業支出金	8,339,884	固定負債	14,565,413
その他のたな卸資産	11,860	社債	200,000
繰延税金資産	341,447	長期借入金	13,781,013
その他	564,658	退職給付に係る負債	31,201
貸倒引当金	△12,930	その他	553,198
固定資産	8,299,556	負債合計	30,623,832
有形固定資産	4,756,353	（純資産の部）	
建物及び構築物	1,736,320	株主資本	7,929,807
土地	2,360,210	資本金	1,011,306
その他	659,822	資本剰余金	508,764
無形固定資産	916,266	利益剰余金	6,711,537
のれん	846,347	自己株式	△301,800
その他	69,918	その他の包括利益累計額	48,538
投資その他の資産	2,626,936	その他有価証券評価差額金	45,740
投資有価証券	2,174,187	繰延ヘッジ損益	△5,823
繰延税金資産	18,817	為替換算調整勘定	8,620
その他	512,283	新株予約権	9,149
貸倒引当金	△78,352	少数株主持分	14,118
資産合計	38,625,445	純資産合計	8,001,613
		負債純資産合計	38,625,445

（注）記載金額は、千円未満の端数を切り捨てて表示しております。

連結損益計算書

（平成26年１月１日から
平成26年12月31日まで）

（単位：千円）

科目	金	額
売上高		**39,724,711**
売上原価		**30,353,348**
売上総利益		**9,371,362**
販売費及び一般管理費		**4,631,118**
営業利益		**4,740,244**
営業外収益		
受取利息及び配当金	6,254	
持分法による投資利益	101,435	
その他	37,143	144,833
営業外費用		
支払利息	374,929	
支払手数料	181,252	
その他	26,396	582,578
経常利益		**4,302,498**
特別利益		
補助金収入	51,115	51,115
税金等調整前当期純利益		**4,353,614**
法人税、住民税及び事業税	1,002,042	
法人税等調整額	461,903	1,463,946
少数株主損益調整前当期純利益		**2,899,667**
少数株主利益		2,918
当期純利益		**2,886,749**

（注）記載金額は、千円未満の端数を切り捨てて表示しております。

連結株主資本等変動計算書

（平成26年１月１日から
平成26年12月31日まで）

（単位：千円）

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	1,011,306	508,764	3,819,364	△281,911	5,057,523
当期変動額					
剰余金の配当			△77,372		△77,372
当期純利益			2,886,749		2,886,749
連結範囲の変動			85,446		85,446
持分法の適用範囲の変動			△2,651		△2,651
自己株式の取得				△19,888	△19,888
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）					
当期変動額合計	－	－	2,892,172	△19,888	2,872,283
当期末残高	1,011,306	508,764	6,711,537	△301,800	7,929,807

	その他の包括利益累計額				新株予約権	少数株主持分	純資産合計
	その他有価証券評価差額金	繰延ヘッジ損益	為替換算調整勘定	その他の包括利益累計額合計			
当期首残高	3,922	△7,051	3,943	814	2,196	－	5,060,533
当期変動額							
剰余金の配当							△77,372
当期純利益							2,886,749
連結範囲の変動							85,446
持分法の適用範囲の変動							△2,651
自己株式の取得							△19,888
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	41,818	1,228	4,677	47,724	6,953	14,118	68,796
当期変動額合計	41,818	1,228	4,677	47,724	6,953	14,118	2,941,079
当期末残高	45,740	△5,823	8,620	48,538	9,149	14,118	8,001,613

（注）記載金額は、千円未満の端数を切り捨てて表示しております。

連結注記表

1.連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項

(1) 連結の範囲に関する事項

① 連結子会社の状況

イ.連結子会社の数	18社
ロ.主要な連結子会社の名称	㈱シノケンハーモニー ㈱小川建設 ㈱シノケンファシリティーズ ㈱シノケンコミュニケーションズ ㈱シノケンウェルネス ㈱エスケーエナジー ㈱エスケーエナジー名古屋 ㈱エスケーエナジー東京
ハ.連結範囲の変更	ジック少額短期保険㈱は、重要性が増したため、㈱吉村商会、㈱ヨシムラ・RE・ホールディングス、㈱小川建設及び㈱小川建物は、新たに株式を取得したため、当連結会計年度より連結の範囲に含めております。 また、㈲ＫＳファンド及び㈲エスアンドエムファンドは、実質的な支配に該当する取引が終了したため、子会社に該当しなくなりました。その結果、当連結会計年度より連結の範囲から除外しております。 なお、㈱吉村商会は㈱SKG NEXTに、㈱ヨシムラ・RE・ホールディングスは㈱SKG INVESTに、それぞれ商号変更しております。

② 非連結子会社の状況

イ.主要な非連結子会社の名称	㈱アメニティサービス ㈲マンションライフ
ロ.連結の範囲から除いた理由	非連結子会社は小規模であり、総資産、売上高、当期純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等はいずれも連結計算書類に重要な影響を及ぼしていないためです。

(2) 持分法の適用に関する事項

① 持分法を適用した関連会社の状況

イ. 持分法適用の関連会社の数　１社

ロ. 主要な持分法適用の関連会社の名称　㈱えん

② 持分法を適用していない非連結子会社等の状況

イ. 持分法適用をしていない主要な非連結子会社等の名称　㈱アメニティサービス
㈲マンションライフ

ロ. 持分法を適用しない理由　非連結子会社等は小規模であり、当期純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等は持分法の対象から除いても連結計算書類に及ぼす影響が軽微であり、かつ全体として重要性がないためです。

(3) 連結子会社の事業年度等に関する事項　連結子会社の決算日が連結決算日と異なる会社は次のとおりであり、連結決算日現在で本決算に準じた仮決算を行った計算書類を基礎としております。

会社名	決算日
ジック少額短期保険㈱	３月末日

(4) 会計処理基準に関する事項

① 重要な資産の評価基準及び評価方法

イ. 有価証券

・子会社株式及び関連会社株式　移動平均法による原価法

・その他有価証券

時価のあるもの　期末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

時価のないもの　移動平均法による原価法

ロ. たな卸資産

・販売用不動産　個別法による原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）

・不動産事業支出金　個別法による原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）

② 重要な減価償却資産の減価償却の方法

イ.有形固定資産	定率法 ただし、平成10年４月１日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）については定額法を採用しております。 なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。 建物及び構築物　５年～50年
ロ.無形固定資産	定額法 なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。 のれん　３年～５年

③ 重要な引当金の計上基準

貸倒引当金	債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

④ 退職給付に係る会計処理の方法	従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における退職給付及び年金資産の見込額に基づき計上しております。なお、退職給付債務の算定は、簡便法によっております。

⑤ 重要な収益及び費用の計上基準

完成工事高及び完成工事原価の計上基準	当連結会計年度末までの進捗部分について、成果の確実性が認められる工事については工事進行基準（工事の進捗の見積りは原価比例法）を、その他の工事については工事完成基準を適用しております。

⑥ 重要なヘッジ会計の方法

イ. ヘッジ会計の方法	繰延ヘッジ処理によっております。 なお、特例処理の要件を満たしている金利スワップについては、特例処理によっております。
ロ. ヘッジ手段とヘッジ対象	ヘッジ手段…金利スワップ ヘッジ対象…借入金
ハ. ヘッジ方針	変動金利を固定金利に変換する目的で一部の借入取引に関し金利スワップ取引を利用しているのみであり、投機目的のデリバティブ取引は行わない方針であります。
ニ. ヘッジ有効性評価の方法	ヘッジ手段の想定元本とヘッジ対象に関する重要な条件が同一であり、かつ、ヘッジ開始時及びその後も継続してキャッシュ・フローの変動を完全に相殺するものと想定できるため、ヘッジの有効性の判定は省略しております。

⑦ その他連結計算書類作成のための重要な事項

イ. 支払利息の原価算入の会計処理	大型の開発案件（開発総事業費が３億円を超え、開発期間が１年を超える事業）に係る正常な開発期間中の支払利息は、取得原価に算入しております。
ロ. 消費税等の会計処理	税抜方式を採用しております。なお、控除対象外消費税等については販売費及び一般管理費に計上しております。

2．連結貸借対照表に関する注記

(1) 担保に供している資産及び担保に係る債務

① 担保に供している資産

営業貸付金	65,907千円
販売用不動産	7,135,233千円
不動産事業支出金	6,866,875千円
建物及び構築物	1,455,568千円
土地	1,722,170千円
投資有価証券	932,000千円
計	18,177,756千円

上記の他に、連結上消去されている子会社株式2,603,043千円を担保に供しております。また、工事契約履行保証として現金及び預金303,987千円を担保に供しております。

② 担保に係る債務

短期借入金	5,855,527千円
長期借入金	9,885,165千円
計	15,740,693千円

(2) 有形固定資産の減価償却累計額　1,342,392千円

(3) 財務制限条項

① ㈱みずほ銀行をエージェントとするシンジケート・ローン（借入残高525,000千円）には、以下の財務制限条項が付されており、これに抵触した場合、借入先の要求に基づき、借入金を一括返済することがあります。

イ. 2013年12月期決算（当該期を含む）以降、各年度の決算期の末日における連結の貸借対照表の純資産の部の金額を、2012年12月決算期末日における連結の貸借対照表上の純資産の部の金額の75%以上に維持すること。

ロ. 2013年12月期決算（当該期を含む）以降、各年度の決算期における連結の損益計算書に示される経常損益が２期連続して損失とならないようにすること。

ハ. 2013年12月期決算（当該期を含む）以降、各年度の決算期の末日における連結の純資産比率（純資産の部の金額÷資産の部の金額）を、16%以上に維持すること。

② ㈱東京スター銀行を借入先とする金銭消費貸借契約（借入残高895,000千円）には、以下の財務制限条項が付されており、これに抵触した場合、借入先の要求に基づき、借入金を一括返済することがあります。

イ. 各年度の決算期における経常利益（連結）について、２期連続の赤字としないこと。

ロ. 各年度の決算期における純資産（連結）について、当該決算期の前年度決算期の85%以上を確保すること。

ハ. 毎月末日時点において、現預金残高（連結）を10億円以上確保すること。

３．連結株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 発行済株式の種類及び総数に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首の株式数	当連結会計年度末の株式数
普通株式	8,753,300株	8,753,300株

(2) 自己株式の種類及び株式数に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首の株式数	当連結会計年度末の株式数
普通株式	608,800株	616,176株

（注） １．自己株式の増加は、株式給付信託（J-ESOP）による買付7,300株及び単元未満株式の買取76株によるものであります。
２．当連結会計年度末の自己株式数には、株式給付信託（J-ESOP）が保有する当社株式7,300株が含まれております。

(3) 剰余金の配当に関する事項

① 配当金支払額等

決議	株式の種類	配当金の総額（千円）	1株当たり配当額	基準日	効力発生日
平成26年３月27日定時株主総会	普通株式	36,650	4.50円	平成25年12月31日	平成26年３月28日
平成26年８月11日取締役会	普通株式	40,722	5.00円	平成26年６月30日	平成26年９月11日

② 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度になるもの

平成27年３月26日開催の第25回定時株主総会において、次のとおり付議いたします。

株式の種類	配当の原資	配当金の総額（千円）	1株当たり配当額	基準日	効力発生日
普通株式	利益剰余金	81,444	10.00円	平成26年12月31日	平成27年３月27日

（注）配当金の総額には、株式給付信託（J-ESOP）が保有する自社の株式に対する配当金73千円が含まれております。

(4) 新株予約権の目的となる株式の種類及び数

該当事項はありません。

４．金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

① 金融商品に対する取組方針

当社グループは、主に不動産販売事業及びゼネコン事業を行うために必要な資金を金融機関からの借入等により調達しております。一時的な余剰資金は、安全性を重視した運用方針であります。

また、デリバティブは、後述するリスクを回避するために利用しており、投機的な取引は行わない方針であります。

② 金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

営業債権である不動産事業未収入金、受取手形・完成工事未収入金及び営業貸付金は、顧客及び取引先の信用リスクに晒されております。

不動産事業未収入金及び受取手形・完成工事未収入金のリスクに関しては、新規取引発生時に顧客及び取引先の信用状況について社内での協議・承認のプロセスを踏むことを徹底し、相手先ごとの期日管理及び残高管理を行うとともに、定期的に信用状況を確認する体制としております。

営業貸付金のリスクに関しては、貸付金規定に沿って与信管理を行い、顧客ごとの期日管理及び残高管理を行うとともに、回収遅延債権については個別に対応を行う体制としております。

投資有価証券は、市場価格の変動リスクに晒されております。当該リスクに関しては、定期的に時価や発行体の財務状況等を把握し、保有状況を継続的に見直しております。

営業債務である不動産事業未払金、工事未払金及び未払法人税等は、そのほとんどが１年以内の支払期日であります。

短期借入金、長期借入金及び社債は、主にアパート販売事業、マンション販売事業及びゼネコン事業に係る資金調達であります。

不動産事業未払金、工事未払金、短期借入金、長期借入金及び社債は、流動性リスクを伴っておりますが、当社グループでは資金繰計画を作成、適宜見直すことにより、当該リスクを管理しております。なお、このうち一部は、金利の変動リスクに晒されておりますが、金利スワップ取引を利用してヘッジしております。

デリバティブ取引は、借入金に係る支払金利の変動リスクに対するヘッジを目的とした金利スワップ取引であります。ヘッジ会計に関するヘッジ手段とヘッジ対象、ヘッジ方針、ヘッジの有効性判定に関する事項等については、前述の「１．連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項　(4) 会計処理基準に関する事項　⑥　重要なヘッジ会計の方法」をご参照下さい。なお、デリバティブ取引の執行・管理については、取引権限を定めた社内規程に従って行っており、デリバティブ取引の利用にあたっては、格付の高い金融機関とのみ取引を行っております。

③ 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

平成26年12月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含まれておりません（(注)２．参照）。

	連結貸借対照表計上額（千円）	時価（千円）	差額（千円）
(1) 現金及び預金	6,230,540	6,230,540	－
(2) 不動産事業未収入金	183,806		
貸倒引当金	△9,537		
	174,269	174,269	－
(3) 受取手形･完成工事未収入金	2,316,732	2,316,732	－
(4) 営業貸付金	517,033		
貸倒引当金	△1,654		
	515,379	514,790	△589
(5) 投資有価証券			
関係会社株式	932,000	820,000	△112,000
その他有価証券	146,173	146,173	－
資　産　計	10,315,095	10,202,505	△112,589
(1) 不動産事業未払金	2,826,085	2,826,085	－
(2) 工事未払金	1,704,723	1,704,723	－
(3) 短期借入金	7,949,571	7,949,571	－
(4) 未払法人税等	861,479	861,479	－
(5) 社債	200,000	201,141	1,141
(6) 長期借入金	13,781,013	13,747,804	△33,208
負　債　計	27,322,873	27,290,806	△32,067
デリバティブ取引(＊１)	(5,823)	(5,823)	－

(＊１) デリバティブ取引によって生じた債務は、（ ）で表示しております。

(注) １．金融商品の時価の算定方法並びに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項

資　産

(1) 現金及び預金、(2) 不動産事業未収入金、(3) 受取手形・完成工事未収入金

これらは短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(4) 営業貸付金

営業貸付金は、内部格付、期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額を新規に同様の貸付を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しております。

(5) 投資有価証券

株式は、取引所の価格を時価としております。

負　債

(1) 不動産事業未払金、(2) 工事未払金、(3) 短期借入金、(4) 未払法人税等

これらは短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(5) 社債、(6) 長期借入金

これらの時価は、元利金の合計額を、同様の新規発行又は借入を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しております。なお、変動金利による長期借入金のうち、金利スワップの特例処理の対象とされているものの時価は、当該金利スワップと一体として処理された元利金の合計額を、同様の借入を行った場合に適用される、合理的に見積られた利率で割り引いて算定する方法によっております。

デリバティブ取引

取引先金融機関から提示された価格に基づき算定しております。

（注）　２．時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

区　　分	連結貸借対照表計上額（千円）
関係会社株式 非上場株式	1,064,657
その他有価証券 非上場株式	31,357

市場価格がなく、かつ、将来キャッシュ・フローを見積もること等ができず、時価を把握することが極めて困難と認められることから、「資　産（5）投資有価証券」には含めておりません。

５．賃貸等不動産に関する注記

当社グループでは、福岡県その他の地域において、賃貸用のオフィスビル、サービス付き高齢者向け住宅及び賃貸住宅等を有しております。当連結会計年度における当該賃貸等不動産に関する賃貸損益は112,422千円（賃貸収益は売上高に、賃貸費用は売上原価に計上）であります。

また、当該賃貸等不動産の連結貸借対照表計上額、当連結会計年度増減額及び時価は、次のとおりであります。

連結貸借対照表計上額			当連結会計年度末の時価
当連結会計年度期首残高	当連結会計年度増減額	当連結会計年度期末残高	
3,748,615千円	120,154千円	3,868,769千円	3,995,985千円

（注）　１．連結貸借対照表計上額は、取得原価から減価償却累計額を控除した金額であります。
２．当連結会計年度増減額のうち、主な増加額は不動産の取得（158,226千円）であります。
３．当連結会計年度末の時価は、主として「不動産鑑定評価基準」に基づいて自社で算定した金額（指標等を用いて調整を行ったものを含む。）であります。

６．１株当たり情報に関する注記

（1）１株当たり純資産額　　490円24銭

（2）１株当たり当期純利益　　177円23銭

（注）１　当社は、平成27年１月１日を効力発生日として、株式１株につき２株の割合で株式分割を行っております。当連結会計年度の１株当たり当期純利益及び１株当たり純資産額については、期首に株式分割が行われたと仮定して算定しております。

２　当連結会計年度より、株式給付信託（J-ESOP）制度の導入に伴い、１株当たり情報の算定上の基礎となる期中平均株式数及び期末株式数からは、当該株式給付信託が保有する当社株式を控除しております。

貸借対照表

（平成26年12月31日現在）

（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
（資産の部）		（負債の部）	
流動資産	128,435	流動負債	1,357,500
現金及び預金	88,854	短期借入金	1,263,120
前払費用	3,185	リース債務	1,407
繰延税金資産	1,389	未払金	51,762
その他	35,006	未払費用	15,785
固定資産	9,899,516	未払法人税等	3,489
有形固定資産	509,095	前受収益	1,226
建物	310,865	その他	20,709
構築物	1,105	固定負債	4,161,500
機械及び装置	1,138	長期借入金	2,844,580
工具、器具及び備品	18,039	関係会社長期借入金	1,183,030
土地	173,479	リース債務	3,283
リース資産	4,468	繰延税金負債	23,470
無形固定資産	8,308	その他	107,134
ソフトウエア	8,308	負債合計	5,519,001
投資その他の資産	9,382,112	（純資産の部）	
投資有価証券	138,000	株主資本	4,461,366
関係会社株式	7,216,460	資本金	1,011,306
関係会社長期貸付金	1,873,629	資本剰余金	508,764
その他	154,022	資本準備金	11,270
		その他資本剰余金	497,494
		利益剰余金	3,243,096
		利益準備金	21,064
		その他利益剰余金	3,222,031
		繰越利益剰余金	3,222,031
		自己株式	△301,800
		評価・換算差額等	38,436
		その他有価証券評価差額金	44,259
		繰延ヘッジ損益	△5,823
		新株予約権	9,149
		純資産合計	4,508,951
資産合計	10,027,952	負債純資産合計	10,027,952

（注）記載金額は、千円未満の端数を切り捨てて表示しております。

損　益　計　算　書

（平成26年１月１日から
平成26年12月31日まで）

（単位：千円）

科目	金額	
売上高		**604,452**
売上原価		**42,616**
売上総利益		**561,836**
販売費及び一般管理費		**363,690**
営業利益		**198,145**
営業外収益		
受取利息及び配当金	67,512	
その他	550	68,063
営業外費用		
支払利息	171,237	
その他	57,873	229,111
経常利益		**37,096**
税引前当期純利益		**37,096**
法人税、住民税及び事業税	2,043	
法人税等調整額	4,227	6,270
当期純利益		**30,826**

（注）記載金額は、千円未満の端数を切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書

（平成26年１月１日から
平成26年12月31日まで）

（単位：千円）

	株主資本								
	資本金	資本剰余金			利益剰余金			自己株式	株主資本合計
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	利益準備金	その他利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金合計		
当期首残高	1,011,306	11,270	497,494	508,764	13,327	3,276,314	3,289,641	△281,911	4,527,800
当期変動額									
剰余金の配当					7,737	△85,109	△77,372		△77,372
当期純利益						30,826	30,826		30,826
自己株式の取得								△19,888	△19,888
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）									
当期変動額合計	－	－	－	－	7,737	△54,282	△46,545	△19,888	△66,434
当期末残高	1,011,306	11,270	497,494	508,764	21,064	3,222,031	3,243,096	△301,800	4,461,366

	評価・換算差額等			新株予約権	純資産合計
	その他有価証券評価差額金	繰延ヘッジ損益	評価・換算差額等合計		
当期首残高	3,186	△7,051	△3,865	2,196	4,526,131
当期変動額					
剰余金の配当					△77,372
当期純利益					30,826
自己株式の取得					△19,888
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	41,073	1,228	42,301	6,953	49,254
当期変動額合計	41,073	1,228	42,301	6,953	△17,179
当期末残高	44,259	△5,823	38,436	9,149	4,508,951

（注）記載金額は、千円未満の端数を切り捨てて表示しております。

個別注記表

1．重要な会計方針に係る事項

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

① 子会社株式及び関連会社株式	移動平均法による原価法
② 有価証券	
・その他有価証券	
時価のあるもの	期末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）
時価のないもの	移動平均法による原価法

(2) 固定資産の減価償却の方法

有形固定資産	定率法 ただし、平成10年４月１日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）については定額法を採用しております。 なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。 建物　　10～50年

(3) 重要なヘッジ会計の方法

① ヘッジ会計の方法	繰延ヘッジ処理によっております。
② ヘッジ手段とヘッジ対象	ヘッジ手段…金利スワップ ヘッジ対象…借入金
③ ヘッジ方針	変動金利を固定金利に変換する目的で一部の借入取引に関し金利スワップ取引を利用しているのみであり、投機目的のデリバティブ取引は行わない方針であります。
④ ヘッジ有効性評価の方法	ヘッジ手段の想定元本とヘッジ対象に関する重要な条件が同一であり、かつ、ヘッジ開始時及びその後も継続してキャッシュ・フローの変動を完全に相殺するものと想定できるため、ヘッジの有効性の判定は省略しております。

(4) その他計算書類作成のための基本となる事項

消費税等の会計処理	税抜方式を採用しております。なお、控除対象外の消費税等については、販売費及び一般管理費に計上しております。

(5) 表示方法の変更

前事業年度において区分掲記していた出資金（当事業年度1,000千円）敷金及び保証金（当期141,833千円）長期前払費用（当事業年度2,148千円）は、当事業年度から投資その他の資産の「その他」に含めて表示しております。
前事業年度において区分掲記していた資産除去債務（当事業年度2,581千円）は、当事業年度から固定負債の「その他」に含めて表示しております。
前事業年度において区分掲記していた支払手数料（当事業年度57,865千円）は、当事業年度から営業外費用の「その他」に含めて表示しております。
これらの変更は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（平成26年３月26日　内閣府令第19号）が公布されたことを契機に、表示科目を見直したことによるものであります。

2. 貸借対照表に関する注記

(1) 担保に供している資産及び担保に係る債務

① 担保に供している資産

関係会社株式	2,603,043千円
計	2,603,043千円

② 担保に係る債務

短期借入金	673,600千円
長期借入金	982,400千円
計	1,656,000千円

上記の他、建物205,603千円及び土地173,479千円を㈱シノケンハーモニーの借入金255,950千円の担保に供しております。

(2) 有形固定資産の減価償却累計額 158,276千円

(3) 保証債務

子会社の金融機関からの借入債務及びリース債務に対し保証を行っております。

㈱シノケンハーモニー	8,134,872千円
㈱小川建設	1,130,000千円
㈱小川建物	210,000千円
㈱シノケンファシリティーズ	136,133千円
㈱シノケンコミュニケーションズ	121,282千円
㈱シノケンウェルネス	2,051,496千円
㈱エスケーエナジー	402,765千円
その他	245,510千円
計	12,432,061千円

(4) 関係会社に対する金銭債権及び金銭債務

① 短期金銭債権	669千円
② 短期金銭債務	12,366千円

(5) 財務制限条項

① ㈱みずほ銀行をエージェントとするシンジケート・ローン（借入残高525,000千円）には、以下の財務制限条項が付されており、これに抵触した場合、借入先の要求に基づき、借入金を一括返済することがあります。

イ. 2013年12月期決算（当該期を含む）以降、各年度の決算期の末日における連結の貸借対照表の純資産の部の金額を2012年12月決算期末日における連結の貸借対照表上の純資産の部の金額の75%以上に維持すること。

ロ. 2013年12月期決算（当該期を含む）以降、各年度の決算期における連結の損益計算書に示される経常損益が２期連続して損失とならないようにすること。

ハ. 2013年12月期決算（当該期を含む）以降、各年度の決算期の末日における連結の純資産比率（純資産の部の金額÷資産の部の金額）を、16%以上に維持すること。

② ㈱東京スター銀行を借入先とする金銭消費貸借契約（借入残高895,000千円）には、以下の財務制限条項が付されており、これに抵触した場合、借入先の要求に基づき、借入金を一括返済することがあります。

イ. 各年度の決算期における経常利益（連結）について、２期連続の赤字としないこと。

ロ. 各年度の決算期における純資産（連結）について、当該決算期の前年度決算期の85%以上を確保すること。

ハ. 毎月末日時点において、現預金残高（連結）を10億円以上確保すること。

３. 損益計算書に関する注記

関係会社との取引高

① 売上高	590,700千円
② 営業取引以外の取引高	
営業外収益	53,647千円
営業外費用	43,835千円

４. 株主資本等変動計算書に関する注記

自己株式の種類及び数に関する事項

株式の種類	当期首の株式数	当期増加株式数	当期減少株式数	当期末の株式数
普通株式	608,800株	7,376株	－株	616,176株

（注） １．自己株式の増加は、株式給付信託（J-ESOP）による買付7,300株及び単元未満株式の買取76株によるものであります。

２．当事業年度末の自己株式数には、株式給付信託（J-ESOP）が保有する当社株式7,300株が含まれております。

５. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産の発生の主な原因は繰越欠損金であり、繰延税金資産から控除した評価性引当額は、299,673千円であります。繰延税金負債の発生の主な原因はその他有価証券評価差額金によるものであります。

6. 関連当事者との取引に関する注記

子会社

属性	会社等の名称	議決権等の所有割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額（千円）	科目	期末残高（千円）
子会社	㈱シノケンハーモニー	所有直接100%	経営管理 債務保証 子会社の銀行借入に対する担保提供 資金の貸付 資金の借入 被債務保証 役員の兼任等	経営管理（注）２	177,975	－	－
				銀行借入債務に対する債務保証料受取（注）４	103,982	－	－
				借入債務等に対する債務保証（注）４	8,134,872	－	－
				子会社の借入債務に対する担保提供	379,082	－	－
				子会社への貸付（注）３、４	－	関係会社長期貸付金	937,500
				資金の貸付による利息の受取（注）４	45,538	－	－
				子会社からの借入（注）３、４	－	関係会社長期借入金	1,183,030
				資金の借入による利息の支払（注）４	43,835	－	－
				当社借入債務等に対する被債務保証（注）５	2,181,000	－	－
子会社	㈱小川建設	所有間接100%	経営管理 債務保証 資金の貸付 役員の兼任等	借入債務等に対する債務保証（注）４	1,130,000	－	－
子会社	㈱小川建物	所有間接100%	経営管理 債務保証 役員の兼任等	借入債務等に対する債務保証（注）４	210,000	－	－
子会社	㈱シノケンファシリティーズ	所有直接100%	経営管理 債務保証 資金の貸付 被債務保証 役員の兼任等	経営管理（注）２	73,350	－	－
				借入債務等に対する債務保証（注）４	136,133	－	－
				当社借入債務等に対する被債務保証（注）５	895,000	－	－
子会社	㈱シノケンコミュニケーションズ	所有直接100%	経営管理 債務保証 資金の貸付 役員の兼任等	借入債務等に対する債務保証（注）４	121,282	－	－
子会社	㈱シノケンウェルネス	所有直接100%	経営管理 債務保証 資金の貸付 役員の兼任等	借入債務等に対する債務保証（注）４	2,051,496	－	－
子会社	㈱エスケーエナジー	所有直接100%	経営管理 債務保証 資金の貸付 役員の兼任等	借入債務等に対する債務保証（注）４	402,765	－	－

属性	会社等の名称	議決権等の所有割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額（千円）	科目	期末残高（千円）
子会社	㈱SKG NEXT	所有 直接100%	資金の貸付 役員の兼任等	子会社への貸付（注）３、４	－	関係会社長期貸付金	499,100
子会社	SKG INVEST ASIA(香港)	所有 直接100%	資金の貸付 役員の兼任等	子会社への貸付（注）３、４	－	関係会社長期貸付金	199,925

（注）取引条件及び取引条件の決定方針等

1　取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。

2　経営管理の金額については、グループ会社経営管理のための当社の必要経費を基準として契約により決定しております。

3　グループ内の資金を一元管理しており、連結会社間での資金の貸借を頻繁に行っているため、取引金額は記載しておりません。

4　資金の貸付・借入金利及び保証料については、市場金利等を勘案して決定しております。

７．１株当たり情報に関する注記

(1)　１株当たり純資産額　　276円50銭

(2)　１株当たり当期純利益　　1円89銭

（注）１　当社は、平成27年１月１日を効力発生日として、株式１株につき２株の割合で株式分割を行っております。当事業年度の１株当たり当期純利益及び１株当たり純資産額については、期首に株式分割が行われたと仮定して算定しております。

２　当事業年度より、株式給付信託（J-ESOP）制度の導入に伴い、１株当たり情報の算定上の基礎となる期中平均株式数及び期末株式数からは、当該株式給付信託が保有する当社株式を控除しております。

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

平成２７年２月２０日

株式会社　シノケングループ
　取 締 役 会　御中

有限責任監査法人　トーマツ

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	竹之内　高　司　㊞
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	上　田　知　範　㊞

当監査法人は、会社法第４４４条第４項の規定に基づき、株式会社シノケングループの平成２６年１月１日から平成２６年１２月３１日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任
経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任
当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。
監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。
当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見
当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社シノケングループ及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係
会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

平成２７年２月２０日

株式会社　シノケングループ
　取 締 役 会　御中

有限責任監査法人　トーマツ

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	竹之内　高　司	㊞
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	上　田　知　範	㊞

当監査法人は、会社法第４３６条第２項第１号の規定に基づき、株式会社シノケングループの平成２６年１月１日から平成２６年１２月３１日までの第２５期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任
経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任
当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。
監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。
当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見
当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係
会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

監査役会の監査報告

監　査　報　告　書

当監査役会は、平成26年１月１日から平成26年12月31日までの第25期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の結果、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

１．監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

監査役会は、当期の監査方針、監査計画等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、監査計画等に従い、取締役、内部監査室その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第１項及び第３項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）の状況を監視及び検証いたしました。子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書について検討いたしました。

さらに、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

２．監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

一　事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。

二　取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。

三　内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成27年２月23日

株式会社シノケングループ　監査役会

常勤監査役（社外監査役）　坂田　實　㊞

社外監査役　井上　勝次　㊞

社外監査役　柴田　弘俊　㊞

以　上

株主総会参考書類

第１号議案　剰余金の処分の件

剰余金の処分につきましては、以下のとおりといたしたいと存じます。

期末配当に関する事項

第25期の期末配当につきましては、当事業年度の業績ならびに今後の事業展開等を勘案いたしまして以下のとおりといたしたいと存じます。

（１）配当財産の種類

金銭といたします。

（２）配当財産の割当てに関する事項及びその総額

当社普通株式１株につき金10円　総額は81,444,240円

なお、中間配当金を含めました第25期の年間配当金は、普通株式１株につき金15円となります。

（３）剰余金の配当が効力を生ずる日

平成27年３月27日といたしたいと存じます。

第２号議案　取締役５名選任の件

取締役全員（５名）は、本総会の終結の時をもって任期満了となりますので、取締役５名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、当社における地位及び担当（重要な兼職の状況）	所有する当社の株式数
1	篠原（しのはら）　英明（ひであき） (昭和40年４月３日生)	平成２年６月　当社 代表取締役社長(現任) （重要な兼職の状況） ㈱シノケンハーモニー 代表取締役会長 ㈱シノケンファシリティーズ 代表取締役社長	2,937,800株
2	霍川（つるかわ）　順一（じゅんいち） (昭和42年７月10日生)	平成11年３月　当社 入社 平成14年１月　当社 管理部長 平成14年６月　当社 取締役 平成20年４月　当社 取締役管理本部長 平成24年４月　当社 常務取締役(現任) 平成25年11月　㈱シノケンオフィスサービス 代表取締役社長(現任) （重要な兼職の状況） ㈱シノケンオフィスサービス 代表取締役社長	53,600株
3	三浦（みうら）　義明（よしあき） (昭和43年５月25日生)	平成７年６月　㈱日商ハーモニー 入社 平成17年３月　同社 取締役 平成19年５月　㈱日商ハーモニー(現 ㈱シノケンハーモニー) 取締役 平成20年４月　同社 代表取締役社長(現任) 平成24年３月　当社 取締役(現任) （重要な兼職の状況） ㈱シノケンハーモニー 代表取締役社長	28,400株

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、当社における地位及び担当（重要な兼職の状況）	所有する当社の株式数
4	西堀（にしぼり） 敬（たかし） (昭和35年４月１日生)	昭和58年４月　日立造船㈱ 入社 昭和62年３月　和光証券㈱(現 みずほ証券㈱) 入社 平成８年10月　㈱ウェザーニューズ 入社 平成11年12月　㈱ビッグストアドットコム 入社 平成13年10月　㈱フィナンテック 取締役 平成18年３月　㈱ベストブライダル(現 ㈱ツカダ・グローバルホールディング) 社外取締役(現任) 平成19年11月　㈱ＡＮＡＰ 社外取締役(現任) 平成23年３月　当社 社外取締役(現任) 平成23年９月　㈱日本ビジネスイノベーション 代表取締役(現任) （重要な兼職の状況） ㈱日本ビジネスイノベーション 代表取締役	3,600株
5	安田（やすだ） 祐一郎（ゆういちろう） (昭和44年２月６日生)	平成３年４月　㈱日本政策金融公庫 入庫 平成５年10月　新日本監査法人(現 新日本有限責任監査法人)入所 平成11年10月　㈱りそな銀行入行 平成12年４月　監査法人トーマツ(現 有限責任監査法人トーマツ)入所 平成16年８月　㈲淀屋橋総合事務所(現 ㈲淀屋橋総合会計) 代表取締役社長(現任) 平成19年３月　㈱淀屋橋総合鑑定(現 ㈱淀屋橋不動産鑑定) 代表取締役社長(現任) 平成23年３月　当社 社外取締役(現任) （重要な兼職の状況） ㈲淀屋橋総合会計　代表取締役社長 ㈱淀屋橋不動産鑑定　代表取締役社長	－株

（注）１.取締役候補者　篠原英明氏は、当社子会社である㈱シノケンハーモニーの代表取締役会長を兼務し、当社は同社との間に経営指導等の取引関係があります。
２.取締役候補者　篠原英明氏は、当社子会社である㈱シノケンファシリティーズの代表取締役社長を兼務し、当社は同社との間に経営指導等の取引関係があります。
３.取締役候補者　霍川順一氏は、当社子会社である㈱シノケンオフィスサービスの代表取締役社長を兼務し、当社は同社との間に経営指導等の取引関係があります。
４.取締役候補者　三浦義明氏は、当社子会社である㈱シノケンハーモニーの代表取締役社長を兼務し、当社は同社との間に経営指導等の取引関係があります。
５.その他の取締役候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
６.取締役候補者　西堀敬氏及び安田祐一郎氏は、社外取締役候補者であります。

7. 西堀敬氏は、コンサルティング会社の経営者のみならず社外取締役として豊富な経験と幅広い知見があり、当社においても経営全般に助言をいただくことでコーポレートガバナンスの強化にその経験を活かすことができると判断し、社外取締役としての選任をお願いするものであります。同氏の当社社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって４年であります。
8. 安田祐一郎氏は、企業の代表取締役のみならず、公認会計士及び税理士資格を有しており、当社の経営管理体制に適切な助言をいただくことでコーポレートガバナンス及び内部統制の強化にその経験を活かすことができると判断し、社外取締役としての選任をお願いするものであります。同氏の当社社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって４年であります。
9. 議案をご承認いただくことを条件として、西堀敬氏及び安田祐一郎氏は、就任後、当社との間で会社法第427条第１項の規定による責任限定契約を更新する予定であります。

   その契約内容の概要は次のとおりであります。

   ① 社外取締役が任務を怠ったことによって当社が損害賠償責任を負う場合は、会社法第425条第１項の最低責任限度額を限度としてその責任を負う。

   ② 上記の責任限度が認められるのは、社外取締役がその責任の原因となった職務の遂行について、善意でかつ重大な過失がないときに限るものとする。
10. 当社は、平成27年１月１日を効力発生日として、普通株式１株につき２株の割合で株式分割を行っており、株式分割後の株式数を基準に所有する当社の株式数を記載しております。

第３号議案　取締役に対する業績連動型株式報酬等の額及び内容決定の件

１．提案の理由及びこれを相当とする理由

当社は当社及び当社子会社の取締役（以下「取締役等」といいます。）の報酬と当社の業績及び株式価値との連動性をより明確にし、取締役等が株価上昇によるメリットのみならず、株価下落リスクまでも株主の皆様と共有することで、中長期的な業績の向上と企業価値の増大への貢献意識を高めることを目的として、株主の皆様のご承認をいただくことを条件に、取締役等に対する新たな株式報酬制度「株式給付信託（ＢＢＴ（＝Board Benefit Trust））」（以下、「本制度」といいます。）を導入することといたしました。

本議案は、平成25年３月27日開催の定時株主総会においてご承認いただきました取締役の報酬等（年額200百万円以内。ただし使用人分給与は含みません。）とは別枠で、新たな株式報酬を当社の取締役に対して支給するための報酬等についてのご承認をお願いするものであります。なお、本制度の詳細につきましては、下記２．の枠内で、取締役会にご一任いただきたいと存じます。

本制度の導入は、以上のような目的によるものであり、本議案の内容は相当であると考えております。

なお、第２号議案取締役５名の選任の件が本総会にて承認可決された場合、本制度の対象となる当社の取締役の員数は３名であります。

２．本制度における報酬等の額の算定方法及び内容並びに参考情報

（１）本制度の概要

本制度は、当社が拠出する金銭を原資として当社株式が信託（以下、「本信託」といいます。）を通じて取得され、取締役等に対して、当社取締役会及び当社子会社取締役会が定める役員株式給付規程に従って、役位及び業績に応じて付与されるポイントに基づき、当社株式が信託を通じて毎年給付される業績連動型の株式報酬制度であります。

（２）本制度の対象者

現時点での対象者は、当社取締役３名及び当社子会社の取締役８名となります。（社外取締役及び監査役は、本制度の対象外といたします。）

（３）信託金額及び取得株式数

本株主総会で、本制度の導入をご承認いただくことを条件として、当社は、下記（５）及び（６）に従って給付を行うために必要となることが合理的に見込まれる数の株式を本信託が一定期間分先行して取得するために必

要となる資金を拠出し、本信託を設定します。本信託は、下記（４）のとおり、当社が拠出する資金を原資として、当社株式を取得いたします。

具体的には、本株主総会で、本制度の導入をご承認いただいた場合、当社は、平成27年12月末日で終了する事業年度から平成29年12月末日で終了する事業年度までの３事業年度（以下、「当初対象期間」といいます。）に関し、本制度に基づく取締役等への交付を行うための株式の取得資金として、各事業年度30百万円を上限とし、３事業年度で90百万円を上限として本信託に拠出いたします。

なお、当初対象期間終了後も、本制度を継続する場合は、改めて株主総会に付議することといたします。

（４）当社株式の取得方法

本信託による当社株式の取得は、上記（３）により拠出された資金を原資として、取引市場等を通じて又は当社の自己株式処分若しくは当社の新株式発行を引き受ける方法によりこれを実施します。

当初対象期間につきましては、本信託設定後遅滞なく、62,800株を上限として取得するものといたします。

（５）取締役等に付与されるポイント数の算定方法と当社取締役に給付される当社株式数の上限

取締役等には、各事業年度に関して、役員株式給付規程に基づき役位及び業績により定まる数のポイントが付与されます。当社の取締役に付与される１事業年度当たりのポイント数の合計は、各事業年度の連結当期純利益の0.75％を基礎とし、13,800ポイントを上限といたします。これは、現在の当社役員報酬の支給水準、当社の業績の推移と今後の見通し、現在の当社の株価水準、当社の取締役の員数の動向と今後の見込み等を総合的に考慮して決定したものであり、相当であるものと判断しております。当社子会社取締役に付与される１事業年度当たりのポイント数につきましても、子会社における株主総会決議及びこれに基づく役員株式給付規程において役位及び業績に基づいて定めるものとし、その費用負担は各子会社にて負担するものとします。

なお、取締役等に付与されるポイントは、下記（６）の給付に際し、１ポイント当たり当社普通株式１株に換算されます（ただし、本株主総会における株主の皆様による承認決議の後において、当社株式について、株式分割、株式無償割当て又は株式併合等が行われた場合には、その比率等に応じて、換算比率について合理的な調整を行います。）。

（６）給付及び報酬等の額の算定方法

受益者要件を充足した取締役等は、毎年５月に所定の受益権確定手続きを行うことにより、上記（５）で付与を受けたポイントに相当する当社株式について、本信託から給付を受けることができます。

当社取締役が受ける報酬等の額は、ポイント付与時において、各取締役に付与されるポイント数の合計に本信託の有する当社株式の１株当たりの帳簿価額を乗じた金額（ただし、当社株式について、株式分割、株式無償割当て又は株式併合等が行われた場合には、その比率等に応じて合理的な調整を行います。）を基礎とします。また、役員株式給付規程の定めに従い、例外的に金銭が給付される場合において相当と認められるときは、当該金額を加算した金額とします。

以　上

【ご参考】

本制度の詳細については、当社平成27年２月18日付「株式給付信託（ＢＢＴ）の導入に関するお知らせ」をご参照ください。

平成27年２月18日

各　　位

会 社 名　株式会社シノケングループ
代表者名　代表取締役社長　篠原　英明
（JASDAQ・コード 8909）
問合せ先　常 務 取 締 役　霍川　順一
（TEL　092－714－0040）

株式給付信託（ＢＢＴ）導入に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、当社及び当社子会社の取締役に対する新たな株式報酬制度「株式給付信託（ＢＢＴ（＝Board Benefit Trust））」（以下「本制度」といいます。）を導入することを決議し、本制度に関する議案を平成27年３月26日開催予定の第25回定時株主総会（以下「本株主総会」といいます。）に付議することといたしましたので、下記の通りお知らせいたします。

記

１．導入の背景及び目的

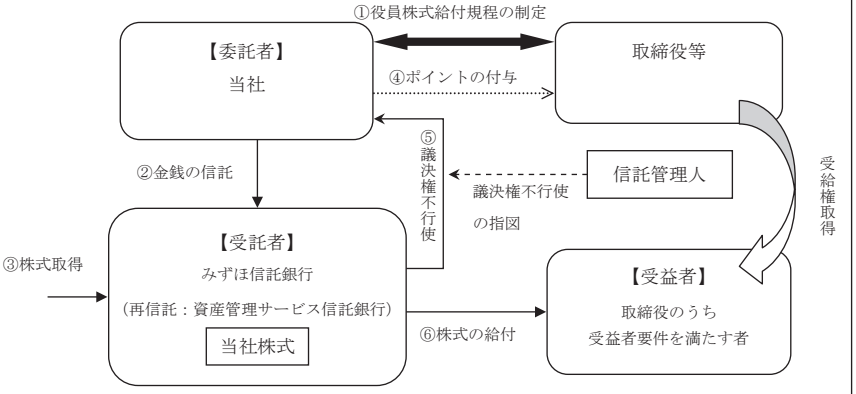
当社取締役会は、当社及び当社子会社の取締役（以下「取締役等」といいます。）の報酬と当社の業績及び株式価値との連動性をより明確にし、取締役等が株価上昇によるメリットのみならず、株価下落リスクまでも株主の皆様と共有することで、中長期的な業績の向上と企業価値の増大への貢献意識を高めることを目的として、本株主総会において役員報酬に関する株主の皆様のご承認をいただくことを条件に本制度を導入することを決議し、本制度に関する議案を本株主総会に付議することといたしました。

２．本制度の概要

（１）本制度の概要

本制度は、当社が拠出する金銭を原資として当社株式が信託を通じて取得され、取締役等に対して、当社取締役会及び当社子会社取締役会が定める役員株式給付規程に従って、役位及び業績に応じて付与されるポイントに基づき、当社株式が信託を通じて毎年給付される業績連動型の株式報酬制度です。

＜本制度の仕組み＞



①当社は、本株主総会において、本制度について役員報酬の決議を得て、本株主総会で承認を受けた枠組みの範囲内において、「役員株式給付規程」を制定します。

②当社は、①の本株主総会決議で承認を受けた範囲内で金銭を信託します（以下、かかる金銭信託により設定される信託を、「本信託」といいます。）。

③本信託は、②で信託された金銭を原資として当社株式を、取引市場等を通じて又は当社の自己株式処分を引き受ける方法により取得します。

④当社は、「役員株式給付規程」に基づき取締役等にポイントを付与します。

⑤本信託は、当社から独立した信託管理人の指図に従い、本信託勘定内の当社株式に係る議決権を行使しないこととします。

⑥本信託は、毎年５月に、取締役等のうち役員株式給付規程に定める受益者要件を満たした者（以下「受益者」といいます。）に対して、当該受益者に付与されたポイント数に応じた当社株式を給付します。

（２）本制度の対象者

現時点での対象者は、当社取締役３名及び当社子会社の取締役８名となります。

（社外取締役及び監査役は、本制度の対象外といたします。）

（３）信託期間

平成27年５月29日（予定）から本信託が終了するまで（なお、本信託の信託期間について、特定の終了期日は定めず、本制度が継続する限り本信託は継続いたします。本制度は、当社株式の上場廃止、役員株式給付規程の廃止等により終了します。）

（４）信託金額及び取得株式数

本株主総会で、本制度の導入をご承認いただくことを条件として、当社は、下記（６）及び（７）に従って給付を行うために必要となることが合理的に見込まれる数の株式を本信託が一定期間分先行して取得するために必要となる資金を拠出し、本信託を設定します。本信託は、下記（５）のとおり、当社が拠出する資金を原資として、当社株式を取得します。

具体的には、本株主総会で、本制度の導入をご承認いただいた場合、当社は、平成27年12月末日で終了する事業年度から平成29年12月末日で終了する事業年度までの３事業年度（以下、「当初対象期間」といいます。）に関し、本制度に基づく取締役等への交付を行うための株式の取得資金として、各事業年度30百万円を上限とし、３事業年度で90百万円を上限として本信託に拠出いたします。

なお、当初対象期間終了後も、本制度を継続する場合は、改めて株主総会に付議することといたします。

（５）当社株式の取得方法

本信託による当社株式の取得は、上記（４）により拠出された資金を原資として、取引市場等を通じて又は当社の自己株式処分若しくは当社の新株式発行を引き受ける方法によりこれを実施します。

当初対象期間につきましては、本信託設定後遅滞なく、62,800株を上限として取得するものとします。

（６）取締役等に付与されるポイント数の算定方法と当社取締役に給付される当社株式数の上限

取締役等には、各事業年度に関して、役員株式給付規程に基づき役位及び業績により定まる数のポイントが付与されます。当社の取締役に付与される１事業年度当たりのポイント数の合計は、各事業年度の連結当期純利益の0.75％を基礎とし、13,800ポイントを上限とします。これは、現在の当社役員報酬の支給水準、当社の業績の推移と今後の見通し、現在の当社の株価水準、当社の取締役の員数の動向と今後の見込み等を総合的に考慮して決定したものであり、相当であるものと判断しております。また、当社子会社取締役に付与される１事業年度あたりのポイント数につきましても、子会社における株主総会決議及びこれに基づく役員株式給付規程において役位及び業績に基づいて定めるものとし、その費用負担は各子会社にて負担するものとします。

なお、取締役等に付与されるポイントは、下記（７）の給付に際し、１ポイント当たり当社普通株式１株に換算されます（ただし、本株主総会における株主の皆様による承認決議の後において、当社株式について、株式分割、株式無償割当て又は株式併合等が行われた場合には、その比率等に応じて、換算比率について合理的な調整を行います。）。

（７）株式給付時期

受益者要件を充足した取締役等は、毎年５月に、上記（６）で付与を受けたポイントに相当する当社株式について、本信託から給付を受けることができます。

（８）議決権行使

本信託勘定内の当社株式に係る議決権は、信託管理人の指図に基づき、一律に行使しないこととします。かかる方法によることで、本信託勘定内の当社株式に係る議決権の行使について、当社経営への中立性を確保することを企図しています。

（９）配当の取扱い

本信託勘定内の当社株式に係る配当は、本信託が受領し、当社株式の取得代金や本信託に係る受託者の信託報酬等に充てられます。なお、本信託が終了する場合において、本信託内に残存する配当金は、取締役等に対して給付されることになります。

（10）信託終了時の取扱い

本信託は、当社株式の上場廃止、役員株式給付規程の廃止等の事由が発生した場合に終了します。

本信託終了時における本信託の残余財産のうち、当社株式については、全て当社が無償で取得した上で、取締役会決議により消却することを予定しています。本信託終了時における本信託の残余財産のうち、金銭については、上記（９）により取締役等に交付される金銭を除いた残額が当社に交付されます。

【本信託の概要】

①名称：株式給付信託（ＢＢＴ）

②委託者：当社

③受託者：みずほ信託銀行株式会社

④受益者：取締役のうち受益者要件を満たす者

⑤信託管理人：当社と利害関係のない第三者を選定する予定です

⑥信託の種類：金銭信託以外の金銭の信託（他益信託）

⑦本信託契約の締結日：平成27年５月29日（予定）

⑧金銭を信託する日：平成27年５月29日（予定）

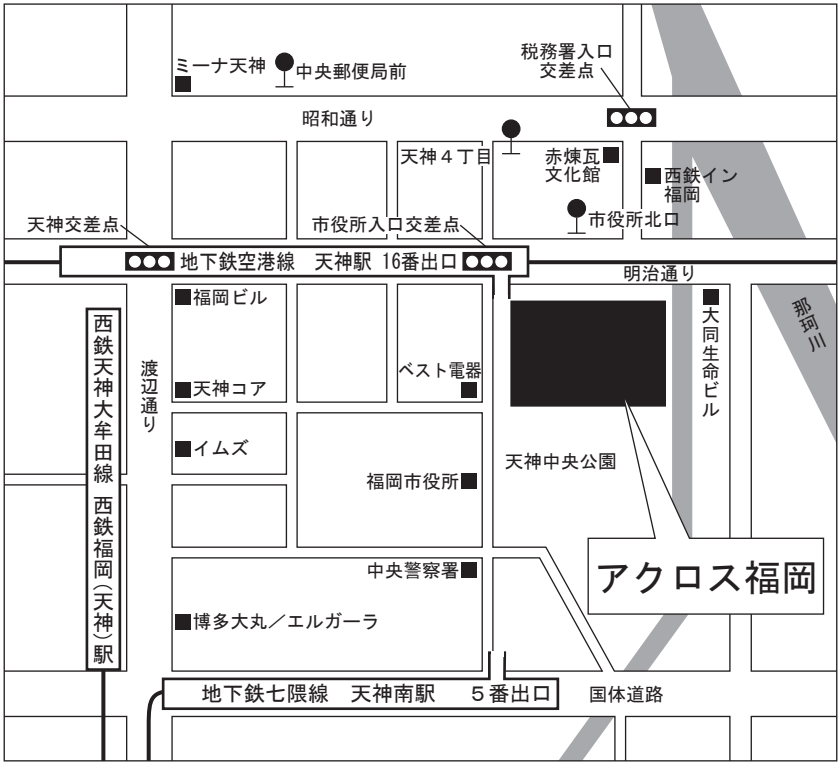
⑨信託の期間：平成27年５月29日（予定）から信託が終了するまで（特定の終了期日は定めず、本制度が継続する限り信託は継続します。）

以上

〈メ　モ　欄〉

株主総会会場ご案内図

会　場　福岡市中央区天神１丁目１番１号
TEL　092-725-9111（代表）
アクロス福岡　４階　国際会議場



●西鉄バス市役所北口バス停から徒歩約０分
●地下鉄空港線天神駅から徒歩約３分（16番出口直結）
●地下鉄七隈線天神南駅５番出口から徒歩約３分
●西鉄天神大牟田線西鉄福岡（天神）駅から徒歩約５分